

大阪広域水道企業団ホームページ広告募集要項

当企業団の資産の有効活用及び事業者との協働により、お客さまサービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、ホームページ（企業団が管理するウェブサイトのトップページ）に広告枠を設け、次のとおり広告主を募集しています。

1 広告掲載ページ、募集数

大阪広域水道企業団ホームページ（URL：<https://www.wsa-osaka.jp/>）

合計 10 枠（上部 4 枠、下部 6 枠）

（上部）



（下部）



※複数枠の申込みが可能です。

※ホームページのアクセス数は月間約 13,000 件（令和 6 年度実績）です。

ただし、参考データであり、ホームページのアクセス件数を保証するものではありませんのでご注意ください。

※令和 7 年 4 月現在、上部 4 枠に広告掲載中です。申込み時点の広告掲載状況については危機管理課までお問合せください（下記問合せ先参照）。

※スマートフォンで表示した場合や閲覧者がブラウザの幅を狭くしている場合は、レイアウトが異なることがあります。

2 広告料

上部：1 枠当たり年額 150,000 円（税込）、半年 75,000 円（税込）

下部：1 枠当たり年額 100,000 円（税込）、半年 50,000 円（税込）

※広告料は一括前納となります。

3 広告の規格

（1）画 像：静止画像

（見本）

（2）大きさ：縦 60 ピクセル×横 200 ピクセル

（3）形 式：GIF 又は JPEG

（4）容 量：8 KB 以下

バナー広告募集中

※広告掲載希望者の負担で広告原稿案及び広告原稿（電子媒体）を作成してください。

※スマートフォンで表示した場合や閲覧者がブラウザの幅を狭くしている場合は、大きさが異なります。

4 広告掲載期間

1年又は半年

5 申込資格

個人事業主、法人、地域産業団体、商店街、市場又は専門店等の連合体とします。

※広告主を直接募集するため、広告代理店の方は、申込みできません。

※企業団の所管事業と競合する業種は、申込みできません。（例：天然水などの水の販売等）

6 掲載できない広告

大阪広域水道企業団広告取扱規程、大阪広域水道企業団広告掲載基準、大阪広域水道企業団ホームページ広告掲載要領及び大阪広域水道企業団ホームページバナー広告表現ガイドラインに適合しないものは掲載できません。

※企業団のホームページに掲載する広告だけでなく、広告のリンク先ウェブページの内容についても、上記の規程等が適用されます。

※他のウェブページを集合し、情報提供することを主たる目的とするウェブページで、上記の規程等に反する内容を取り扱うウェブページを閲覧者にあっせん又は紹介しているウェブページの広告は、掲載できません。

7 申込みから掲載までの手続

(1) 申込書等の提出

ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、下記の申込先まで電子メール、持参（土日祝を除く。午前9時～午後5時30分）又は郵送してください。

(2) 広告掲載の決定

① 申込みのあった広告内容等について、上記6の規程等に適合するか審査します。

② 審査の結果、上記6の規程等に適合する広告内容等の広告掲載の位置は、上部、下部内において、申込順に広告枠の小さい番号とします。

なお、広告掲載後に掲載枠に空きが生じた場合は、上部、下部内において、広告枠の小さい番号へ、順次、広告枠を移動します。

③ 同日付けで複数の申込みを受け付けた場合は、企業団職員により抽選を行い、申込順を決定します。

(3) 広告掲載の可否等の通知

ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により通知します。

(4) 広告原稿（電子媒体）の提出

広告掲載が決定した広告主は、広告原稿（電子媒体）を指定する期日までに電子メールにより危機管理課へ提出してください。

(5) 広告料の納付

広告主は、広告料を指定する期日までに、企業団が発行する納入通知書により一括前納してください。

(6) 広告の掲載

広告料の納付を確認後、提出のあった広告原稿（電子媒体）をバナー広告として掲載します。

8 応募上の注意事項

- (1) 申込みに当たっては、次の規程等を必ずお読みください。
- ・「大阪広域水道企業団広告取扱規程」
 - ・「大阪広域水道企業団広告掲載基準」
 - ・「大阪広域水道企業団ホームページ広告掲載要領」
 - ・「大阪広域水道企業団ホームページバナー広告表現ガイドライン」
- (2) 掲載開始以前に広告掲載を取り下げる場合でも、納付済みの広告料はお返ししません。
- (3) 広告の内容等を変更する場合は、上記(1)の規程等に適合するか再審査を行い、内容等の変更の可否を決定します。
- (4) 提出された書類等は返却しません。

【申込先・問合せ先】

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階

大阪広域水道企業団 危機管理課

TEL : 06-6944-6865

FAX : 06-6944-6868

Email : kikikanri@sbox.wsa-osaka.jp